

老朽化した消火器の処分方法が変わります



リサイクルシールの購入が必要です



老朽化した消火器を消費者が処分するには、これまでは処分する消火器の製造メーカーの取扱窓口に連絡し、回収を依頼する必要がありましたが、平成22年1月1日から(社)日本消火器工業会が契約する特定の回収窓口であれば、どのメーカー(海外メーカー除く)の消火器であっても回収を依頼することが可能となりました。

さらに、これまで約200か所だった回収窓口が**約2,700か所***に広がり、消費者にとって老朽化した消火器の処分がやりやすくなりました。窓口の一覧(平成22年3月19日現在)は別添のとおりです。

※ 2010年3月19日現在、公表されている回収窓口の数。窓口の数は随時変動します。

方法1 別添窓口一覧の 特定窓口に取り取りを依頼する。

排出者

特定窓口

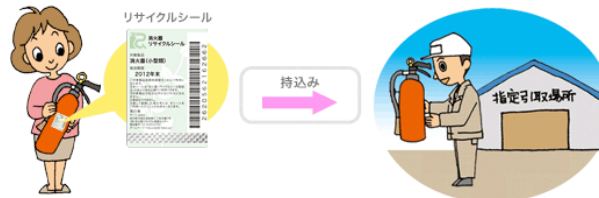


リサイクルシール代+運搬費用+保管費用
が必要になります。

方法2 別添窓口一覧の 指定引取場所に持ち込む。

排出者

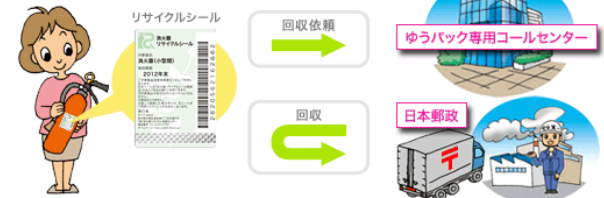
指定引取場所



リサイクルシール代が必要になります。

方法3 ゆうパックによる回収を依頼する。

排出者



リサイクルシール代+運送費込みで
2,310円が必要になります。

●ゆうパックによる回収についての詳細はこちら
らでご確認下さい。 <http://www.ferecycle.jp/>

※リサイクルシールの購入方法や、詳しい料金については、お近くの回収窓口へお問い合わせ下さい。

※エアゾール式簡易消火具は、対象外となります。

※別添の窓口一覧の中には、回収を受け付けず、持込みのみを受け付けている窓口もありますので事前にご確認ください。

◆お近くの回収窓口はこちらでご確認ください→ (株)消火器リサイクル推進センター <http://www.ferpc.jp/accept/>